

協議事項 I

多賀城東部線に係る道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条2項に掲げる運賃設定協議が調っていることの証明書について

新たな手法により、65歳以上の多賀城市民または障害者である多賀城市民に対する新たな運賃を令和8年4月1日から設定する。

【協議事項】

(1) 運送の区間

起点	主な経由地	終点
国府多賀城駅	多賀城駅	汐見台中央

(2) 運賃の種類、額及び適用方法

ア 対象者：65歳以上または障害者（障害者手帳所持者）である多賀城市民
（※ 障害者については、本人の移動支援のため同乗する介護者1名を含む。）

イ 運賃：無料

ウ 適用条件

(ア) 65歳以上の多賀城市民（デジタルタイプ乗車証）

デジタル身分証アプリ「ポケットサイン」内ミニアプリから電子申請を行い、要件を満たした場合表示されるQRコードをバス降車時に専用の端末にかざすことによって、イ運賃が適用となる。

(イ) 65歳以上の多賀城市民（カードタイプ乗車証）

窓口において申請を行い、要件を満たした場合発行されるカードタイプ乗車証をバス降車時にバス運転手に提示することによって、イ運賃が適用となる。

(ウ) 障害者である多賀城市民

本人に交付されている各種障害者手帳をバス降車時にバス運転手に提示することによって、イ運賃が適用となる。

(3) 適用する期間

令和8年4月1日から

※制度内容は別紙 I 参照